

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

兵庫県立神戸高塚高等学校

学校感染症(下記の表参照)にかかった場合は出席停止となります。

- 学校感染症と疑われる場合には、必ず医療機関を受診し、検査結果等を学校にお知らせください。
- 学校感染症と診断された場合は、感染防止のため、出席停止期間中は家庭で療養してください。
- 治癒後、登校証明書と添付書類を提出してください。

① インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用 登校証明書【保護者証明】(様式1)

- HP から「登校証明書」(保護者証明)をダウンロードし、プリントアウトする。(プリントアウトが難しい場合は、登校後、用紙を受け取る)
- 保護者が記入してください。
- 添付書類を提出してください。

【インフルエンザに罹患した場合】の添付書類

生徒名・受診日・インフルエンザに罹患したとわかるもの(抗インフルエンザウイルス薬が処方されたことがわかる処方箋等【解熱剤・咳止め等のみの処方箋ではインフルエンザの罹患証明にはなりません】)

【新型コロナウイルスに罹患した場合】の添付書類

生徒名・受診日・コロナ検査等受診した内容がわかる病院の領収書等・治療薬を使用の場合は薬の説明書でも可)

② インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症用 登校証明書【医師証明】(様式2)

- HP から「登校証明書」(医師証明)をダウンロードし、プリントアウトする。(プリントアウトが難しい場合は、登校後、用紙を受け取る)
- 医師に記入を依頼してください。
- 添付書類を提出してください。

生徒名・受診日・検査等受診した内容がわかる病院の領収書等・治療薬を使用の場合は薬の説明書でも可)

学校感染症の種類と出席停止期間の基準例

○第2種感染症

学校感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症後、5日を経過し、かつ解熱後、2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後、5日を経過し、かつ症状の軽快後、1日を経過するまで
麻疹	解熱後、3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。

※その他、上記以外の感染症と診断された場合は、学校にお問い合わせください。